

第一百八十二回国会 環境委員会

議録 第十一号

平成二十五年五月二十一日(火曜日)

午前十一時三十分開議

出席委員

吉野 正芳君

委員長

吉野 正芳君

理事

泉原 保二君

理事

土屋 品子君

理事

篠原 孝君

理事

斎藤 鉄夫君

理事

赤枝 恒雄君

理事

井野 俊郎君

理事

岩田 和親君

理事

大久保 三代君

理事

小林 史明君

理事

新谷 正義君

理事

藤原 崇君

理事

阪口 直人君

理事

江田 康幸君

理事

中島 克仁君

理事

環境大臣

環境副大臣

環境大臣政務官

環境委員会専門員

環境大臣政務官

○吉野委員長 これより会議を開きます。

この際、昨二十日に行いました環境の基本施策

に関する実情調査につきまして、参加委員を代表して、その概要を私から御報告申し上げます。

きのうは、本来であれば雨の天気だったんですけども、本当に心がけのいい方々が大勢いたものですから、視察をしている間はお天気に恵まれました。

最初に、楢葉町の除染現場において、森林や住宅の除染作業の状況及び除去した土壤等の仮置き場を、担当者から説明を受けつつ視察いたしました。また、楢葉町役場において、松本幸英町長から、除染適正化プログラムの確実な実施

以外の除染、対策地域内廃棄物の処理等について要望を受けた後、早急なインフラ整備の必要性、除染作業の体制及び作業員の健康管理等について意見交換を行いました。

そこで、改めて除染作業が非常に大変なものであるということを実感するとともに、現在は他の地域に避難している住民の方々が一刻も早くふるさとに帰還できるよう、除染作業のあり方を検証しつつ、一層迅速に除染を進めていかねばならないことを再認識いたしました。

次に、東京電力株式会社の福島第一原子力発電所において、同社より、一号機から四号機の廃炉に向けた作業の進捗状況や、汚染水問題等について説明を聴取した後、免震重要棟内を視察いたしました。

その後、放射線量が高いため、防護服や全面マスク等を着用し、一号機から六号機、汚染水の漏洩等を観察いたしました。

その後、放射線量が高いため、防護服や全面マスク等を着用し、一号機から六号機、汚染水の漏洩等を観察いたしました。

えいを起こした地下貯水槽等を視察いたしました。

実際の現場を目の当たりにし、一日当たり三千人と言われる作業員の方々の御労苦や、汚染水の処理等の切迫した現状を実感いたしました。

当委員会といたしましては、除染作業の迅速かつ適正な実施と福島第一原発の安定化及び廃炉に向けた措置を東京電力と国が一体となって着実に実行することで、被災地の早期の復旧復興を図り、住民の皆様の平穏な生活を一日でも早く取り戻せるよう、立法調査活動を通じて最大限の支援をするべく、与野党の立場を超えて精力的に取り組む必要があると改めて痛感いたしました

ます。

最後に、今回の視察に当たり御協力いただきました皆様方に深く御礼申し上げ、視察の報告とさせていただきます。

順次趣旨の説明を聴取いたします。石原環境大臣。

○吉野委員長 内閣提出、大気汚染防止法の一部を改正する法律案

放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、大気汚染防止法の一部を改正する法律案について申し上げます。

ついで、同日提出第四二号)大気汚染防止法の一部を改正する法律案(内閣

案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

ついで、同日提出第四二号)大気汚染防止法の一部を改正する法律案(内閣

案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げ

建築物等の解体等に伴う石綿の飛散を防止するため、現在、大気汚染防止法に基づいて、石綿が使用されている建築物等の解体作業等に対しても規制措置を講じております。

しかしながら、建築物等に石綿が使用されていなかった場合に十分調査されていないため、解体作業等において石綿が飛散したと推測される事例が生じていることや、工事の発注者が石綿の飛散防止措置の必要性を十分に認識しないで施工を求める等により、工事施工者において十分な対応がとられないこと等が問題となっております。

また、石綿が使用されている可能性がある建築物の解体は、今後、増加することが見込まれております。

このため、石綿の飛散を防止する対策の強化を図り、人の健康に係る被害を防止するため、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、解体作業等の届け出義務者の変更についてであります。

現在、工事施工者が行うこととしている、石綿が使用されている建築物等の解体作業等の届け出について、届け出義務者を工事の発注者等に変更し、発注者が責任を担うことを位置づけることとしております。

第二に、解体等工事の受注者への調査及び説明の義務づけについてであります。

この工事の受注者は、建築物等に石綿が使用されているかどうかの調査を行うとともに、発注者に対し、調査結果、届け出事項等について説明

します。都道府県知事等による立入検査の対象を拡大し、石綿が使用されていることが判明している建築物等以外でも、解体等工事が行われる建築物等には立入検査を行うことができるなどとしております。

環境委員会設置法により環境基本法が改正され、原子力基本法等に委ねる旨の規定が削除されました。このため、現在では、放射性物質による環境汚染の防止のための措置が環境基本法の対象となります。

一方、大気汚染防止法等の関係法律には、放射性物質による環境汚染について適用を除外とする規定が置かれているので、放射性物質による環境汚染を防止するため、大気汚染防止法等の関係法律の規定の整備を行うこととし、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部改正であります。

放射性物質による環境汚染について適用を除外とする規定を削除するとともに、放射性物質による大気汚染及び公共用水域等の水質汚濁の状況を常時監視する規定を設けることとしております。

第二に、環境影響評価法の一部改正であります。

放射性物質による環境汚染について適用を除外する規定を削除し、放射性物質による大気汚染、水質汚濁及び土壤汚染についても環境影響評価の対象とすることとしております。

第三に、立入検査等の強化についてであります。

放射性物質による環境汚染について適用を除外する規定を削除し、南極地域活動計画において放射性物質による大気汚染等も含めて確認することとしております。

以上、二法案の提案の理由及びその内容の概要について御説明申し上げました。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○吉野委員長 以上で両案の趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る二十四日金曜日委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時三十九分散会

大気汚染防止法の一部を改正する法律案

大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)の一部を次のようになります。

目次中「第十八条の十九」を「第十八条の二十」に、「第十八条の二十一—第十八条の二十四」を「第十八条の二十一—第十八条の二十五」に改める。

第十八条の十五第一項中「を施工しようとする者」を「の発注者(建設工事(他の者から請け負つたものを除く)の文書者をいう。以下同じ。)又は特定工事を請負契約によらないで自ら施工する者(次項において「特定工事の発注者等」という。)」に改め、第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

二 特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

第十八条の十五第二項中「特定工事を施工する者」を「特定工事の発注者等」に改める。

第二章の四中第十八条の二十四を第十八条の二十五とする。

第十八条の二十二を第十八条の二十三とし、第十八条の二十一を第十八条の二十二とし、第十八条の二十二を第十八条の二十一とする。

第十八条の二十二を第十八条の二十三とし、第十八条の二十一を第十八条の二十二とし、第十八条の二十二を第十八条の二十一とする。

一部改正であります。

放射性物質による環境汚染について適用を除外する規定を削除し、南極地域活動計画において放射性物質による大気汚染等も含めて確認することとしております。

第三に、南極地域の環境の保護に関する法律の一部改正であります。

放射性物質による環境汚染について適用を除外する規定を削除し、南極地域活動計画において放射性物質による大気汚染等も含めて確認することとしております。

以上、二法案の提案の理由及びその内容の概要について改め、同条中「注文者」を「発注者」に、「工期等」について御説明申し上げました。

第十八条の十八を第十八条の十九とし、第十八条の十七を第十八条の十八とし、第十八条の十六の次に次の二条を加える。

(解体等工事に係る調査及び説明等)
第十八条の十七 建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事(当該建設工事が特定工事に該当しないことが明らかなものとして環境省令で定めるものを除く。以下「解体等工事」という。)の受注者(他の者から請け負つた解体等工事の受注者を除く。次項及び第二十一条第一項において同じ。)は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて調査を行ふとともに、環境省令で定めるところにより、当該解体等工事の発注者に対する調査に對し、当該調査の結果について、環境省令で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。この場合において、当該解体等工事が特定工事に該当するときは、第十八条の十五第一項第四号から第七号までに掲げる事項その他の環境省令で定める事項を書面に記載して、これらの事項について説明しなければならない。

当するときは、第十八条の十五第一項第四号から第七号までに掲げる事項その他の環境省令で定める事項を書面に記載して、これらの事項について説明しなければならない。

2 前項前段の場合において、解体等工事の発注者は、当該解体等工事の受注者が行う同項の規定による調査に要する費用を適正に負担することにより、当該調査に協力しなければならない。

3 解体等工事を請負契約によらないで自ら施工する者(第十六条第一項において「自主施工者」という。)は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて調査を行わなければならぬ。

4 第一項及び前項の規定による調査を行つた者は、当該調査に係る解体等工事を施工するときは、環境省令で定めるところにより、当該調査の結果その他環境省令で定める事項を、当該解

体等工事の場所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

第二十六条第一項中「特定粉じん排出者」の下に「若しくは解体等工事の発注者若しくは受注者、自主施工者」を、「特定粉じん発生施設の状況」の下に「解体等工事に係る建築物等の状況」を加え、「特定工事の場所」を「解体等工事に係る建築物等若しくは解体等工事の現場」に、「特定工事を」、「解体等工事」に改める。

第二十八条の二第一号及び第三十三条の二第一項第二号中「第十八条の十八」を「第十八条の十九」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律案）

第二十条 この法律の施行前にこの法律による改正を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律案）

第二十一条 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中「大気の汚染」を「環境省令で定めるところにより、大気の汚染・放射性物質によるものを除く。第二十四条第一項において同じ。」に改め、同条第二項中「都道府県知事は」の下に「環境省令で定めるところにより」を加え、同条第二項中「都道府県知事は」の下に「環境省令で定めるところにより」を加え、同条に次の二項を加える。

第二十三条 この法律の施行前にした行為及び前条第一項の規定によりなお従前の例によることされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。（検討）

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過し

た場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

特定粉じんの飛散等による人の健康に係る被害を防止するため、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の実施の届出義務者を、請負契約によらないで自ら施工する者を除き、当該建設工事の発注者に変更する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理 由

特定粉じんの飛散等による人の健康に係る被害を防止するため、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の実施の届出義務者を、請負契約によらないで自ら施工する者を除き、当該建設工事の発注者に変更する等の措置を講ずる必要がある。これ

が、この法律案を提出する理由である。

（放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律案）

第二十条 大気汚染防止法（昭和四十五年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「都道府県知事は」の下に「環境省令で定めるところにより」を、「汚濁」の下に「放射性物質によるものを除く。第十七条第一項において同じ。」を加え、同条第二項中「都道府県知事は」の下に「環境省令で定めるところにより」を加え、同条に次の二項を加える。

（放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律案）

第二十二条第一項中「大気の汚染」を「環境省令で定めるところにより、大気の汚染・放射性物質によるものを除く。第二十四条第一項において同じ。」に改め、同条第二項中「都道府県知事は」の下に「環境省令で定めるところにより」を加え、同条に次の二項を加える。

（放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律案）

第二十三条 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「都道府県知事は」の下に「環境省令で定めるところにより」を加え、同条に次の二項を加える。

（放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律案）

第二十五条第一項中「都道府県知事は」の下に「環境省令で定めるところにより」を加え、同条に次の二項を加える。

（放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律案）

第二十六条第一項中「都道府県知事は」の下に「環境省令で定めるところにより」を加え、同条に次の二項を加える。

（放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律案）

第二十七条第一項中「都道府県知事は」の下に「環境省令で定めるところにより」を加え、同条に次の二項を加える。

（放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律案）

第二十八条第一項中「都道府県知事は」の下に「環境省令で定めるところにより」を加え、同条に次の二項を加える。

（放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律案）

第二十九条第一項中「都道府県知事は」の下に「環境省令で定めるところにより」を加え、同条に次の二項を加える。

（放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律案）

第三十条第一項中「都道府県知事は」の下に「環境省令で定めるところにより」を加え、同条に次の二項を加える。

二項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「第二項」を「第一項」に改め、同項を同条第五項とし、同項を同条第六項とする。

第三十一条の二第一号中「第二十七条第四項」を「第二十七条规定」を「第一項」に改め、同項を同条第五項とする。

第三十二条第一項及び第二項」を「第一項」に改める。

第三十三条の二第一号中「第二十二条第一項」を「第二十七条规定」に改める。

第三十四条第一項を削り、第二項」を「第一項」に改め、同項を第二項とし、第四項を第三項とし、第三項を第二項とする。

第三十五条第一項を削り、第二項」を「第一項」に改め、同項を第二項とし、第四項を第三項とし、第三項を第二項とする。

第三十六条第一項を削り、第二項」を「第一項」に改め、同項を第二項とし、第四項を第三項とし、第三項を第二項とする。

第三十七条第一項を削り、第二項」を「第一項」に改め、同項を第二項とし、第四項を第三項とし、第三項を第二項とする。

第三十八条第一項を削り、第二項」を「第一項」に改め、同項を第二項とし、第四項を第三項とし、第三項を第二項とする。

第三十九条第一項を削り、第二項」を「第一項」に改め、同項を第二項とし、第四項を第三項とし、第三項を第二項とする。

第四十条第一項を削り、第二項」を「第一項」に改め、同項を第二項とし、第四項を第三項とし、第三項を第二項とする。

第四十一条第一項を削り、第二項」を「第一項」に改め、同項を第二項とし、第四項を第三項とし、第三項を第二項とする。

第四十二条第一項を削り、第二項」を「第一項」に改め、同項を第二項とし、第四項を第三項とし、第三項を第二項とする。

第四十三条第一項を削り、第二項」を「第一項」に改め、同項を第二項とし、第四項を第三項とし、第三項を第二項とする。

第四十四条第一項を削り、第二項」を「第一項」に改め、同項を第二項とし、第四項を第三項とし、第三項を第二項とする。

第四十五条第一項を削り、第二項」を「第一項」に改め、同項を第二項とし、第四項を第三項とし、第三項を第二項とする。

第四十六条第一項を削り、第二項」を「第一項」に改め、同項を第二項とし、第四項を第三項とし、第三項を第二項とする。

第四十七条第一項を削り、第二項」を「第一項」に改め、同項を第二項とし、第四項を第三項とし、第三項を第二項とする。

第四十八条第一項を削り、第二項」を「第一項」に改め、同項を第二項とし、第四項を第三項とし、第三項を第二項とする。

第四十九条第一項を削り、第二項」を「第一項」に改め、同項を第二項とし、第四項を第三項とし、第三項を第二項とする。

第五十条第一項を削り、第二項」を「第一項」に改め、同項を第二項とし、第四項を第三項とし、第三項を第二項とする。

一項及び第二項」に改める。

（南極地域の環境の保護に関する法律の一部改正）

第二十四条第一項を削り、第二項」を「第一項」とし、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

第二十五条第一項を削り、第二項」を「第一項」とし、第三項を第二項とする。

第二十六条第一項を削り、第二項」を「第一項」とし、第三項を第二項とする。

第二十七条第一項を削り、第二項」を「第一項」とし、第三項を第二項とする。

第二十八条第一項を削り、第二項」を「第一項」とし、第三項を第二項とする。

第二十九条第一項を削り、第二項」を「第一項」とし、第三項を第二項とする。

第三十条第一項を削り、第二項」を「第一項」とし、第三項を第二項とする。

第三十一条第一項を削り、第二項」を「第一項」とし、第三項を第二項とする。

第三十二条第一項を削り、第二項」を「第一項」とし、第三項を第二項とする。

第三十三条第一項を削り、第二項」を「第一項」とし、第三項を第二項とする。

第三十四条第一項を削り、第二項」を「第一項」とし、第三項を第二項とする。

第三十五条第一項を削り、第二項」を「第一項」とし、第三項を第二項とする。

第三十六条第一項を削り、第二項」を「第一項」とし、第三項を第二項とする。

第三十七条第一項を削り、第二項」を「第一項」とし、第三項を第二項とする。

第三十八条第一項を削り、第二項」を「第一項」とし、第三項を第二項とする。

第三十九条第一項を削り、第二項」を「第一項」とし、第三項を第二項とする。

第四十条第一項を削り、第二項」を「第一項」とし、第三項を第二項とする。

第四十一条第一項を削り、第二項」を「第一項」とし、第三項を第二項とする。

第四十二条第一項を削り、第二項」を「第一項」とし、第三項を第二項とする。

（新法第40条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）若しくは第三十二条第三項において読み替えて準用する新法第三十二条第三項新法第三十二条第三項において準用する場合及び新法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）若しくは第三十二条第三項新法第三十二条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する公告が

行われる事業について適用し、その他の事業に係る環境影響評価その他の手続については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
(地方自治法の一部改正)

第四条 地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)の項中「第二十二条」を「第二十二条第一項及び第二項」に改め、同表水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第二百三十八号)の項中「第五条」を「第十五条第一項及び第二項」に改める。

(瀬戸内海環境保全特別措置法の一部改正)

第五条 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四八年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「第二十三条第三項から第五項まで」を「第二十三条第二項から第四項まで」に改め、同条第三項中「第二十三条第三項」を「第二十三条第二項」に、「同条第四項」を「同条第三項」に、「同条第五項」を「同条第四項」に改める。

(湖沼水質保全特別措置法及び特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法の一部改正)

第六条 次に掲げる法律の規定中「第二十三条第五項」を「第二十三条第四項」に改める。

一 湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第六十一号)第十二条第三項
二 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法(平成六年法律第九号)第十六条第四項

(東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。
第七条 東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。)

第七十二条第一項中「第五十二条第二項」を「第五十二条第一項」に改める。

理由

放射性物質による環境の汚染を防止するため、放射性物質による大気の汚染並びに公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を常時監視することとともに、放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壤の汚染についても環境影響評価を行うこととする等、大気汚染防止法その他の関係法律の規定の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。